

- [注1]第1報,第2報等,関連のある論文が同時に審査を受けている場合には,幹事に同一人を 指名する。
- [注2]改訂期限切れのために新規投稿扱いとなった論文については,特別の理由がない限り幹事を変更しない。
- [注3]却下となった論文(以下、過去論文という)を基に,新規に投稿されたと思われる論文 (以下、新論文という)については,過去論文を担当した幹事を含めて委員会が慎重に受 付の可否を検討する。

箇条14の(4)に該当して却下となった過去論文は、却下理由が解消され、充分な改訂がなされていれば、受付可とする。

箇条14の(5)に該当して却下となった過去論文は、特別な理由がない限り、受付不可とする。

- [注4]審査期間は1ヵ月以内として依頼。
- [注5]審査員からの意見は必ず委員会にて回覧し紹介する。
- [注6]審査員の意見の趣旨を充分に把握して、委員会の判定の基礎とする。例えば、判定が(2)であっても、審査意見からは(4)が適切と解される場合もあれば、その逆もある。
- [注7](4)または(5)と判定した審査員に,改訂稿の再審査を依頼する場合には,委員長名で事情を説明した文書を添付することとする。
- [注8]委員会の意見により3ヵ月以内に改訂されて戻った論文は,委員会において審査員による再審査が必要であるかを判断する。
- [注9]委員会の意見通り改めれば掲載可となった論文が意見通り改められているかどうかの確認は委員会が行う。
- [注10]委員会の意見により3ヵ月以内に修正されて戻った上で,掲載可になったものは,受付日,改訂日を添えて掲載。期限切れの場合は新投稿として,それを受付日とする。